## 第 % 号議案

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正 する条例の件

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正する 条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を改正 する条例

第1条 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例 (平成5年 3月条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(3) 以正後部分のみ付任するとさは、当該以正後部分を加える。	
改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則(第1条一 <u>第5条の2</u> )	第 1 章 総則 (第 1 条 — <u>第 5 条</u> )
第2章~第7章 [略]	第2章~第7章 [略]
附則	附則
(市の基本的責務)	(市の基本的責務)
第3条 市は、あらゆる施策の策定及	第3条 市は、あらゆる施策の策定及
び実施に際しては、廃棄物の発生の	び実施に際しては、廃棄物の発生の
抑制及び再利用等の促進により、廃	抑制及び再利用等の促進により、廃

乗物の減量を図るとともに、廃棄物 の適正な処理<u>及び地域の清潔の保持</u> に努めなければならない。

- 2 「略]
- 3 市は、廃棄物の再利用等による減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進し、及び支援するよう努めなければならない。

 $4 \sim 6$  「略]

(助言又は指導)

第3条の2 市は、廃棄物の減量及び 適正な処理並びに環境の美化を確保 するため、必要と認めるときは、市民 及び事業者に対し、指導又は助言を 行うことができる。

(相互協力)

第5条の2 市、市民及び事業者は、廃 棄物の減量及び適正な処理並びに環 境の美化の推進に当たっては、相互 に協力し、及び連携しなければなら ない。

第2章 「略]

(家庭系一般廃棄物の排出方法)

第10条の2 「略]

2 土地又は建物の占有者は、家庭系 一般廃棄物を市が行う収集の際に排 出しようとするときは、第9条第1 乗物の減量を図るとともに、廃棄物 の適正な処理に努めなければならな い。

- 2 「略]
- 3 市は、廃棄物の再利用等による減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

4~6 「略]

第 2 章 [略]

(家庭系一般廃棄物の排出方法)

第10条の2 「略]

2 土地又は建物の占有者は、家庭系 一般廃棄物を市が行う収集の際に排 出しようとするときは、第9条第1 項に規定する計画で定める<u>排出方法</u> <u>に従い、所定</u>の場所その他市長が指 定する場所に排出しなければならな い。

(共同住宅の所有者等の義務)

第10条の2の2 共同住宅の用に供す る建築物の所有者(所有者以外にそ の建築物の管理について権原を有す る者がある場合は、所有者及びその 者)は、その居住者に第9条第1項に 規定する計画で定める家庭系一般廃 棄物の排出方法を周知しなければな らない。

(仲介業者等の義務)

第10条の2の3 共同住宅に係る賃借 の代理又は媒介を行う宅地建物取引 業者(宅地建物取引業法(昭和27年法 律第176号)第2条第3号に規定する 宅地建物取引業者をいう。)は、共同 住宅に入居しようとする者に第9条 第1項に規定する計画で定める家庭 系一般廃棄物の排出方法を周知しな ければならない。

(家庭系一般廃棄物の収集又は運搬の禁止)

第10条の2の4 市が行う収集の際に 第10条の2の規定に基づき排出され た家庭系一般廃棄物(飲料又は食品 項に規定する計画で定める<u>所定</u>の場所その他市長が指定する場所に排出 しなければならない。

(家庭系一般廃棄物の収集又は運搬の禁止)

第10条の2の2 市が行う収集の際に 前条の規定に基づき排出された家庭 系一般廃棄物(飲料又は食品を収納 を収納していた缶、瓶、ポリエチレン テレフタレート製ボトルその他の規 則で定めるものに限る。)について は、次に掲げる者以外の者は、これを 収集し、又は運搬してはならない。

(1)、(2) 「略]

第10条の2の5、第10条の2の6

[略]

(命令)

第10条の2の7 市長は、第10条の2 の4各号に掲げる者以外の者が同条 の規定に違反して収集し、又は運搬し たときは、規則で定めるところによ り、同条の規定を遵守すべきことをそ の者に対して命ずることができる。

第57条 <u>第10条の2の7</u>の規定による 命令に違反した者は、20万円以下の罰 金に処する。 していた缶、瓶、ポリエチレンテレフタレート製ボトルその他の規則で定めるものに限る。)については、次に掲げる者以外の者は、これを収集し、又は運搬してはならない。

(1)、(2) 「略]

<u>第10条の2の3</u>、<u>第10条の2の4</u> [略]

(命令)

第10条の2の5 市長は、第10条の2 の2各号に掲げる者以外の者が同条 の規定に違反して収集し、又は運搬し たときは、規則で定めるところによ り、同条の規定を遵守すべきことをそ の者に対して命ずることができる。

第57条 <u>第10条の2の5</u>の規定による 命令に違反した者は、20万円以下の罰 金に処する。

第2条 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改 正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号にお いて「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後

第2条による改正前

(共同住宅に係る家庭系一般廃棄物 の集積施設等)

第10条の2の2 共同住宅の用に供す る建築物であって規則で定めるもの (以下この条において「共同住宅」と いう。)の所有者又は共同住宅を建設 しようとする者は、当該共同住宅に 係る専用の家庭系一般廃棄物の集積 施設その他これに類する施設を設置 するよう努めなければならない。

第10条の2の3~第10条の2の7

[略]

(命令)

第10条の2の8 市長は、第10条の2 の5 各号に掲げる者以外の者が同条 の規定に違反して収集し、又は運搬し たときは、規則で定めるところによ り、同条の規定を遵守すべきことをそ の者に対して命ずることができる。

第57条 <u>第10条の2の8</u>の規定による 命令に違反した者は、20万円以下の罰 金に処する。 第10条の2の2~第10条の2の6

[略]

(命令)

第10条の2の7 市長は、第10条の2 の4各号に掲げる者以外の者が同条 の規定に違反して収集し、又は運搬し たときは、規則で定めるところによ り、同条の規定を遵守すべきことをそ の者に対して命ずることができる。

第57条 <u>第10条の2の7</u>の規定による 命令に違反した者は、20万円以下の罰 金に処する。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

理由

クリーンステーションの実態を踏まえた課題解消を図るに当たり、条例を改正 する必要があるため。